

中井町木造住宅耐震診断費補助制度活用の流れ

【補助対象となる建築物】

○昭和56年5月31日以前に建築確認通知書等を受けた建築物で、一戸建住宅、2世帯住宅、店舗併用住宅及び事務所併用住宅のいずれかであること。

ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知書等を受けて増築又は改築をしていて、その増築又は改築をした床面積の合計が、昭和56年6月1日における延べ面積の1/2を超える場合を除く。

○地上の階数が2以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。

耐震診断技術者

※事前協議の際に近隣の耐震診断技術者をご案内します。

※補助金の交付決定を受けてから耐震診断を実施してください。

契約

耐震診断実施

診断結果報告

総合評点が1.0未満と診断された場合は、耐震改修工事を行うことをお勧めします。

申請者

事前協議

交付申請
第1号様式

通知書受領

契約

※交付決定後に申請を取り下げの場合は、第3号様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。

報告書受領

完了報告
第5号様式

通知書受領

補助金請求
第7号様式

補助金受領

中井町

事前協議

交付申請書
受領・審査

補助金
交付決定
第2号様式

結果報告書
受領・審査

補助金額確定
第6号様式

請求書受領

補助金支払

補助対象となるか等を
役場窓口で確認

提出

通知

提出

提出

通知

提出